

桑名市人権問題に関する意識調査業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

桑名市 市民環境部 人権政策課

## 1. 一般事項

### (1) 事業の目的、概要

市民の人権問題に関する認識や、桑名市人権施策基本計画（平成 27 年度から令和 6 年度）を実施したことによる人権意識の変化について調査分析を行い、人権施策基本方針や基本計画の改定を検討するための基礎資料とすることを目的とする。

### (2) 選定の方法

本業務は、人権施策基本方針や基本計画の改定を見据えた調査であることから、市の課題の把握、国や県の計画・施策との整合性、他市町の事例などを考慮した設問の提案が求められる。また、調査結果の分析においては、人権に関する高度な知識、統計・分析に関する専門知識が求められる。

このため、本業務委託の事業者選定にあたっては、価格のみによる競争によらず、高い企画力、専門性及び実績等を有する事業者を選定することが最善と考えることから、公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定する。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

### (4) 予算上限額（消費税等含む）

3,388,000 円とする。

### (5) 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

ア. 過去五年以内に、官公庁が発注した案件で、人権施策基本方針、人権施策基本計画又はこれに類する事業計画の策定に当たっての意識調査を受託した実績を有すること。

イ. 官公庁が発注し受注した意識調査業務（人権に関する意識調査に限らない）において、郵送・インターネットを併用して回答を回収した実績を有すること。

ウ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

エ. 現に有効な桑名市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

オ. 桑名市請負工事入札参加者指名停止基準（平成 18 年 8 月 30 日告示第 159 号）による指名停止または他の公共団体の指名停止を受けている期間中ではないこと。

カ. 国税及び地方税に滞納がないこと。

- キ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始がなされている者ではないこと
- ク. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）に抵触する行為を行っていないこと。
- ケ. 代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(6) 問い合わせ先

桑名市 市民環境部 人権政策課

〒511-8601 桑名市中央町二丁目37番地 桑名市役所2階

電話：0594-24-1193

電子メール：jinkensm@city.kuwana.lg.jp

2. 事業の概要

(1) 業務名

桑名市人権問題に関する意識調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「桑名市人権問題に関する意識調査業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) スケジュール

下記スケジュールは予定である。変更を行う場合、事前に連絡を行う。

- ア. 令和6年4月15日（月） 選定実施通知（公募開始）
- イ. 令和6年4月19日（金）12時 提案（予定）事業者から市への質問提出期限
- ウ. 令和6年4月23日（火）17時 質問回答
- エ. 令和6年4月24日（水）16時 選定参加資格確認申請期限
- オ. 令和6年4月30日（火） 参加資格審査結果通知
- カ. 令和6年5月8日（水）16時 提案書一式提出期限
- キ. 令和6年5月10日（金）17時 市から提案事業者への質問提出期限
- ク. 令和6年5月15日（水）12時 質問回答期限
- ケ. 令和6年5月下旬 事業者決定

### 3. 提出

#### (1) 選定参加資格確認申請

ア. 下記フォームから申請すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/492700>

イ. 提出期限は令和6年4月24日（水）16時とし、期限以降は受け付けない。

申請内容について審査を行い、令和6年4月30日（火）に結果を通知する

ウ. 提出（添付）書類

業務実績（任意様式）

- ・ 1（5）アに関する業務実績について記載したもの
- ・ 1（5）アに関する同種業務実績を証明できるもの（契約書の鑑など業務内容が分かるものの写し）
- ・ 1（5）イに関する業務実績を証明できるもの（契約書の鑑など業務内容が分かるものの写し）

#### (2) 企画提案書等について

ア. 提出書類

##### ①企画提案書（任意様式）

- ・ 会社名及びそれらを類推できるものは表記しないこと。
- ・ PDF形式で提出すること
- ・ 記載にあたっては、特別な説明を要せずとも提案書を読んで理解できる内容とし、ページ番号を付すること。また、見やすい大きさの文字を使用するよう心がけること。
- ・ 会社概要を記載すること。設立年月日、資本金、従業員数、業務内容及び法令順守に関する考え方について記載すること。業務協力を予定している企業がある場合は、全ての企業について同様に記載すること。また、実績についても記載すること。
- ・ 業務実施方針として、本業務に対する基本的な考え、将来的な考えについて記載すること。また、環境への配慮についても、考え方及び取組を記載すること。
- ・ 仕様書を確認のうえ、具体的に提案内容を記載すること。
- ・ 本市が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。
- ・ 提案書に記載する内容は、本業務における実施義務事項として、事業者が提示し契約するものであることに留意すること。実施義務事項ではなく、参考として記載する場合については「見積り対象外」など明確に記載すること。

・提案書に記載された内容は、提出価格の中で実施できるものとする。

②業務実施体制調書（任意様式）

・実施体制図を作成し、配置予定者の役割・氏名を記載すること。

③見積書及び見積内訳書（任意様式）

・見積金額は消費税抜きの金額を記載する。

・予算上限額を超えないこと。

・明細と単価を明示のうえ積算し、合計からの一括値引き等を行わないこと。

イ. 提出方法 A 及び B の両方提出すること。

A 下記フォームより提出すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/494233>

3. (2)ア. 提出書類全て

B 持参又は郵送にて提出すること。（郵送の場合は、書留郵便とする）

3. (2)ア. ①企画提案書と③見積書及び見積内訳書を、簡易製本をする。

提出部数は正本1部、副本6部とする。

※副本には、参加者が特定できるものを記載しないこと。

提出先：桑名市 市民環境部 人権政策課

ウ. 提出期限：令和6年5月8日（水）16時まで（必着）

#### 4. 審査

##### (1) 選定委員会

選定審査は、『桑名市人権問題に関する意識調査業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会』により実施する。

##### (2) 審査方法

提案された内容の適合性、業務内容に対する理解度、業務実績、能力、組織体制、費用等を総合的に評価し、最も優れた提案者を最優秀提案事業者として選定する。あわせて次点優秀提案事業者も選定する。

##### (3) 最優秀提案事業者

最優秀提案事業者は、本市と仕様書及び契約内容等を協議のうえ、次項により契約する。ただし、最優秀提案事業者との協議が不調となった場合、本市は次点優秀提案事業者と協議を行う。

##### (4) 審査結果

審査結果は令和6年5月下旬に通知する。なお、審査内容及び審査結果に対する質問及び異議申し立てはできないものとする。

## 5. 契約

### (1) 留意事項

提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、最優秀提案事業者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更及び削除を行うことがある。したがって、最優秀提案の決定をもって提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

### (2) 業務の再確認

評価結果に基づき、最優秀提案事業者と業務の流れの再確認を行い、業務内容を明確にする。このとき、提案書に虚偽の記載が判明した場合、契約の締結は行わない。その場合、次点優秀提案事業者と業務の再確認を行う。

### (3) 契約の締結

業務確認後、契約の締結を行う。なお、契約は最優秀提案事業者の提出した見積りを超える金額では締結しない。

また、最優秀提案事業者が契約を辞退した場合、次点優秀提案事業者と業務の再確認を実施し、契約を締結する。

### (4) 契約の方法

委託契約とする。

## 6. 質問

### (1) 提出方法

下記フォームより提出すること。

<https://logoform.jp/form/XAEm/494102>

### (2) 提出期限

令和6年4月19日（金）12時とする。期限以降は受け付けない。

### (3) 質問回答

(ア) 回答については、令和6年4月23日（火）17時までに回答を行う。なお、積算に無関係な質問への回答はしない。

(イ)再質問は受け付けない。

(ウ)回答は全て、質問を提出した事業者に加え、参加資格を満たした事業者に通知する。

#### 7. 市から応募者への質問

提案内容をより理解するため、市から提案書に係る質問を応募者に送付する場合がある。応募者は、質問に対する回答を市へ提出すること。

##### (1) 応募者への質問送付期限

送付期限は令和6年5月10日(金)17時とする。

##### (2) 応募者からの回答書提出期限と方法

提出期限は令和6年5月15日(水)12時とし、別途通知するフォームより回答すること。

#### 8. 適用

本件の業務範囲は関連図書に明示する内容とする。本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、提案事業者の責任において履行すべきものとする。

全ての関連図書は相互に補完するものとする。ただし、関連図書に相違がある場合の優先順位は次に示す順番とし、これにより難しい場合には疑義に対する協議等によるものとする。

(1) 質問書

(2) 提案書

(3) 仕様書

#### 9. 欠格事項

以下に該当する場合は欠格とする。この場合、当該事業者の評価は行わず、最優秀提案事業者としない。

(1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(2) 提案書記載要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(6) 見積書の金額、住所、氏名、重要な文字の誤脱又は判読し難い見積り記載内容の訂正をしたもの。

(7) 虚偽の内容が記載されているもの。

- (8) 応募に際して談合等の不正行為を行ったもの。
- (9) 本市があらかじめ指示した事項に違反したもの。
- (10) 見積書の金額が『1.一般事項(4)予算上限額』を超えたもの。

#### 10. その他

- (1) 提案書一式の作成、提出に係る経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提案書一式に記載した担当者を変更する場合には、事前に本市に届け出るものとする。
- (3) 提案書一式に含まれる著作物の著作権は事業者に帰属する。なお、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 事業者は1業務の提案しか行うことができない。
- (5) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 原則、提出された提案書は選定以外の目的には使用しないが、情報公開請求があった場合、桑名市情報公開条例(平成29年3月27日条例第1号)に基づき、公開することがある。
- (7) 参加資格確認申請書を提出した後に辞退を希望する場合は、参加辞退を下記フォームから申し込むものとする。

<https://logoform.jp/form/XAEm/494108>

なお、辞退により今後の不利益な取り扱いを受けることはない。